

行政不服審査法(新法)の概要

出典：総務省行政管理局
平成28年度行政不服審査法施行
状況調査より抜粋

<目的>

簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、**国民の権利利益の救済**を図るとともに、**行政の適正な運営を確保**
(行政庁の処分に関する**不服申立て**についての一般法(国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用))

<不服申立ての対象等>

【対象】

- 行政庁の全ての**処分・申請に対する不作為**
※特に不服申立てができない旨の定めがある場合を除く。

【資格】

- 処分に**不服がある者**(不作為の場合は**申請をした者**)
※処分により自己の権利・法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者と解されている。
(取消訴訟の原告適格と同範囲)

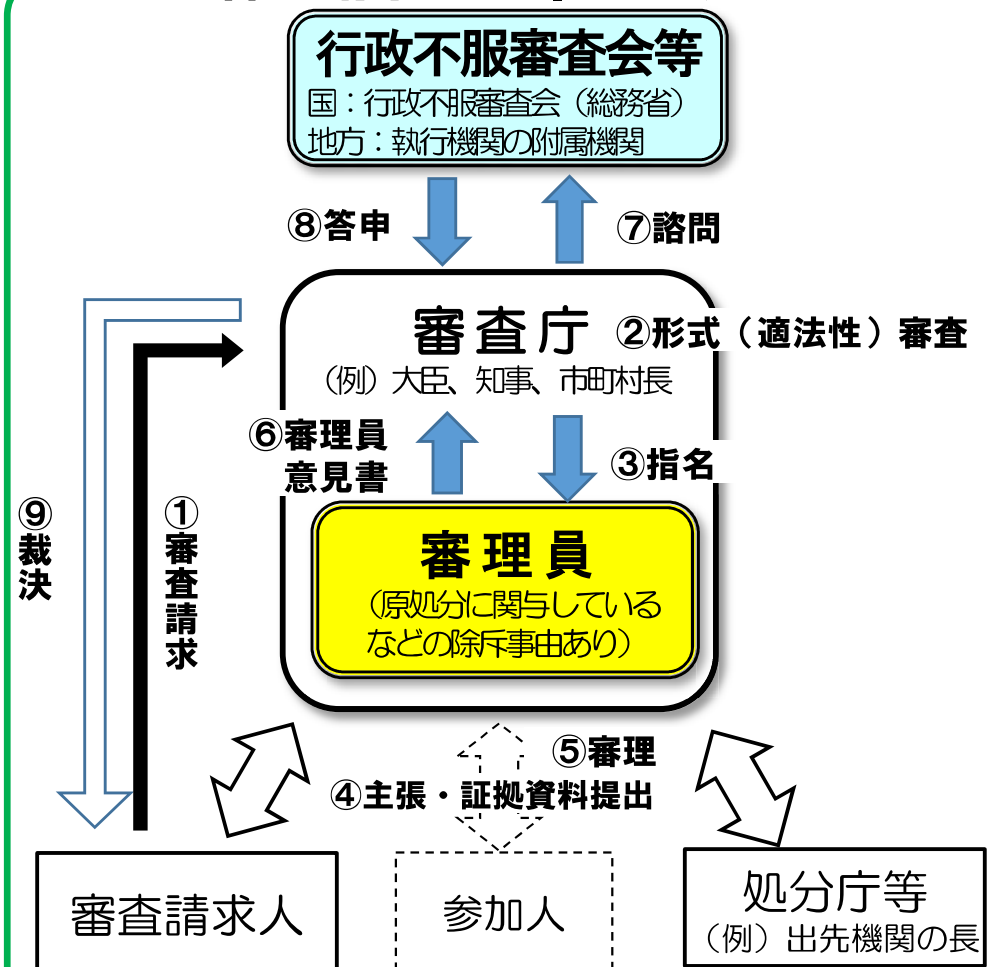
【不服申立期間】

- 処分があったことを知った日の翌日から起算して
3か月(原則)
※正当な理由がある場合は、この限りでない。

【処理(裁決・決定)】

- 申立てに**理由あり** ⇒ **認容**
- 申立てに**理由なし** ⇒ **棄却**
- 申立てが**不適法** ⇒ **却下**
 - ・処分の場合 原処分の**取消し・変更**
 - ・不作為の場合 不作為が**違法・不当**である旨を**宣言**
※裁決の際に、申請に対する一定の処分(申請認容等)をする(よう処分庁等に命ずる)ことが可能

<審査請求の基本的な流れ>



※審査員の指名、行政不服審査会等への諮問は、個別法で適用が除外されている場合等には行わない(その場合、③、⑥、⑦及び⑧は行わない)。